

動物の輸出入検疫速報(平成23年4月分)

(単位:頭、羽、群)

	輸 入	輸 出
牛	1,928	-
豚	280	-
めん羊	-	-
山羊	-	-
その他の偶蹄類	15	-
馬	247	-
その他の馬科	-	-
兎	616	14
鶏	-	-
うずら	-	-
だちょう	-	-
七面鳥	-	-
あひる	-	-
がちょう	-	-
その他のかも目の鳥類	-	-
きじ	-	-
ほろほろ鳥	-	-
初生ひな(鶏)	17,469	-
初生ひな(その他)	-	-
種卵	-	-
みつばち(群)	299	-
指定検疫物以外の動物(注2)	-	13,743
犬	547	745
猫	152	205
あらいぐま	-	-
きつね	-	-
スカンク	-	-
サル	396	-

(資料)動物検疫所調べ

(注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。

2 ※:家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

輸入畜産物検査数量速報（平成23年4月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	蹄角粉	その他の骨	計
	2,570,003	880,509	25,882	107,241	140,322	-	3,723,957
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	44,791,819	83,478,090	2,531,899	39,781	-	-	363,438
	加熱処理豚肉	加熱処理その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理ソーセージ	ベーコン
	1,192,503	-	152,422	34,120	907,473	2,423,977	232,830
	加熱処理ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉	加熱処理その他の肉
	513	431,063	3,763	41,331,056	-	1,404,135	4,592,872
	家禽加熱処理肉	加熱処理その他の家禽肉					計
31,939,963	2,633,110					218,484,828	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理牛の臓器	加熱処理豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器
	210,519	61,694	1,110	-	-	-	69,425
	消化管等	加熱処理消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱その他の臓器	加熱処理その他の臓器	加熱処理家禽臓器・消化管
	2,316,690	172,615	178,041	2,056,707	5,053	-	330,659
加熱処理その他の家禽臓器						計	
943						5,403,455	
卵類	食用殻付卵	液卵	その他の卵				計
	31,077	928,561	-				959,639
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	1,933,937	176,542	25,920	41	45,629	-	200,094
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
22,050	-	-				2,404,212	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	1,374	1,681	17,093	-	11,285	12,663
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
9,120	282,545	-	-			335,760	
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉・羽毛粉			計
	254,032	51	-	-			254,083
その他畜産物	精液（アンブル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	105,227	145	-				0
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	15,867,150	-	93,570				15,960,720
							総計
							247,526,654

資料）動物検査所調べ

- （注）
1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも目由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎、犬の臓器を含む。
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 6. 「その他の肉（臓器）」には、餃子やピザなど肉（臓器）を含む調製品である。
 7. 「加熱処理肉」、「加熱処理ソーセージ、ハム、ベーコン」、「その他の加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した処理施設
 8. 「家禽加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した施設で加熱処理された、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及び
 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。

輸出畜産物検査数量速報（平成23年4月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髓	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	-	-	-	-	-	-	-
	その他の骨						計
	-						0
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	ハム
	57,368	29,400	-	-	-	-	404
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	その他の肉
	1,588	143	-	-	24,307	-	18,235
							計
						131,445	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
	-	200	-	-	43,230	14,740	-
	非加熱 その他の臓器						計
						58,170	
卵類	殻付卵	液卵	その他の卵				計
	-	500	-				500
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	1,170,251	6,503,332	-	-	-	-	-
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
						7,673,583	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	358	-	-	-
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	1,040	16,287	-	-		17,685	
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉			計
	-	-	-	-			0
その他畜産物	精液 (アンブル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	5	-	1,744,168				1,744,168
							総計
							9,625,551

資料) 動物検査所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
 2. 携帯品・郵便物として輸出されたものは除く。
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他のかも目由来の肉である。
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎、犬の臓器を含む。
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 6. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
 7. その他の畜産物の計に精液、受精卵、未受精卵は含めない。